

## 第1節 森林、草原、水辺等の自然環境の保全

## 1 保全のための総合的な対策の推進

## 【現状】

- 自然公園、自然環境保全地域等では、優れた景観や自然環境を保全するため、法令に基づき適切に開発行爲等の審査を行っています。
- 自然環境講座や自然ふれあい指導員による指導などを実施しています。
- 森林ガイドや森林自然観察・体験教室を開催し、森林環境教育の推進と、森の案内人である森林インストラクターの養成を行っています。
- 自然公園や九州自然歩道は、自然を楽しむ観察や学習を行うなど、様々な目的で多くの利用者が訪れており、外国人旅行者も増加しています。
- 自然公園施設の老朽化が進行しており、適切な改修、県内市町村への移譲、施設の撤去等を進めています。
- 県内主要温泉地に水位計を設置し、継続的に水位を観測することで、温泉資源の保護に努めています。また、温泉掘削等による影響を未然に防止するため、温泉掘削等許可にかかる審査基準等に基づき適切な審査を行っています。
- 県内の一部では、地域の温泉と地熱発電のバランスを取った取組みが進められています。

## 【課題】

- 自然公園、自然環境保全地域等では、優れた景観や自然環境を保全するため、環境に配慮した土地利用や開発を行っていく必要があります。
- 自然環境の保全のため、自然保護や自然環境保全意識の醸成が必要です。
- 森林の働きや役割の理解促進を図るため、引き続き、県民参加の森づくりと森林環境教育を推進していく必要があります。
- 自然公園や九州自然歩道の利用の安全や快適さを保つためには、適正な配置について検討した上で、施設等の老朽化や増加する外国人旅行者への対応が必要です。
- 温泉資源保護のため、主要温泉地の水位の継続的な水位観測や状況に応じた対応を行う必要があります。また、許可審査基準の周知及び遵守徹底を、引き続き、申請者に求めていく必要があります。
- 地熱の利用による温泉への影響が生じないように、モニタリング等を継続する必要

があり、基準に定める許可後の影響調査の実施及び結果報告の徹底等を申請者に継続させる必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 自然公園、自然環境保全地域等の適正な管理を行います。
  - ・ 自然公園及び自然環境保全地域内における「自然公園法」、「熊本県立自然公園条例」及び「熊本県自然環境保全条例」に基づく一定の行為（建築物の新築、土地の開墾、土石の採取など）に係る規制などの適正な管理による優れた景観や自然環境の保全の推進。
- 自然保護及び自然環境保全の意識を醸成します。
  - ・ 自然環境講座や自然ふれあい指導員による自然環境教育の推進。
- 森林の働きや役割の理解促進を図るため、「水とみどりの森づくり税」を活用して熊本県森林インストラクターによる森林教室等の森林環境教育を引き続き推進します。
- 自然公園や九州自然歩道の施設改修などを進めます。
  - ・ 老朽化の程度や利用状況を踏まえた適正な配置や規模の検討による管理費用の低減。
  - ・ 標識等の国際化対応の推進（ICT技術との連携の検討）。
- 温泉資源の保護を推進します。
  - ・ 主要温泉地の水位の継続的な計測による県内の温泉資源の状況の継続的な把握。
  - ・ 「温泉法」の適切な運用、許可審査基準の周知及び遵守の徹底。
- ゼロカーボンの実現に向けては、地熱など再生可能エネルギーの活用は不可欠であり、地熱発電促進と温泉資源保護の共存に向けた検討を引き続き行います。

## 2 多様で豊かな森林づくり

#### 【現状】

- 森林は、水源の涵養、災害の防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など多くの公益的機能を有しています。これらの機能を維持増進していくことが多様で豊かな森林を育むために大切です。
- 高齢化や人口減少などに伴い、地域の森林を守り育てる人材の数が減少しています。

#### 【課題】

- 多様で豊かな森林が育まれるよう、地域の特性に応じた森林の公益的機能の維持増進を図る取組みを進める必要があります。

- 県民全体で森林に触れ、親しみ、守り育てるという意識を醸成する必要があります。
- 人材の確保・育成と林業研究グループ等の活動支援を継続する必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 多様で豊かな森林を次の世代に引き継ぐための取組みを推進します。
  - ・ 森林経営計画制度や森林経営管理制度などを活用した効率的な森林整備の推進。
  - ・ 伐採後の再造林の推進。
- 県民が森林とふれあい、主体的に森林づくりに参加できる取組みを推進します。
  - ・ 森林ガイド、森林自然観察・体験教室等の実施。
  - ・ ボランティア団体等が行う森づくり活動の支援。
  - ・ 企業等による森林づくりの推進。



図4-3-1 森林ガイド・森林自然観察

- くまもと林業大学校を核とした現場の即戦力となる人材の確保・育成に取り組みます。
  - ・ 長期課程（200日）による人材育成。
  - ・ 短期課程、トライアル支援による新規就業者の確保。
  - ・ 高校生向けの林業体験等による林業就業の促進。
  - ・ 林業研究グループの活動支援。

### 3 二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生

#### 【現状】

- 農業者等で構成する活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面維持等の多面的機能を支える共同活動などを支援しています。
- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う集落等を支援しています。

- 「棚田地域振興法」に基づく棚田地域指定及び活動計画の認定を推進し、同法のメリットを活用しながら棚田の保全や振興に向けた地域の取組みを支援しています。
- 県内の中山間地域や棚田地域などにおいて、農業・農村が持つ多面的機能等の理解促進のための学習活動、体験交流活動等を支援しています。
- くまもとグリーン農業の推進では、化学肥料・化学農薬削減のため、土壌分析や天敵活用などに取り組んだ結果、令和6年度（2024年度）は、事業開始年度（平成16年度（2004年度））の使用量と比較して、化学肥料は約50%、化学農薬は約49%削減しています。
- 地域住民の高齢化等による野焼き面積の減少が懸念される中、野焼き支援ボランティア活動等による維持の取組みを進めた結果、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの間、概ね約15,000ha前後の野焼き面積を維持してきました。現在では16,000ha程度の水準を維持しています。
- 今後も、水源涵養、観光資源、生物多様性の維持の場等、多面的機能を有する阿蘇の草原を次世代に継承していくため、野焼き後継者育成や野焼きを休止している牧野の野焼き再開・継続に向けた支援、阿蘇草原応援企業サポーター認証事業によるボランティア人材確保などの取組みを実施しています。

#### 【課題】

- 将来は、過半数の活動組織において、参加者の不足により活動が継続できなくなるおそれがあります。
- 中山間地域等の集落において、人口減少や高齢化の進行により農業生産活動等を継続できなくなるおそれがあります。
- 棚田は、地形的に生産条件が厳しいため、人口減少や高齢化により集落活動の継続が困難な状況です。さらに、法面の草刈りや用水路の泥上げなどの作業負担も大きいいため、荒廃の危機に直面している棚田地域もあります。
- 中山間地域や棚田地域などの安定的な所得や雇用の維持・確保を図るためには、地域に多数存在する自然、食文化、歴史や景観などの地域資源の磨き上げや有機的な連携を行うとともに、都市住民など様々な人へ向けた効果的な情報発信を行うことで、農業・農村への理解促進による交流人口の拡大等を図る必要があります。
- 更なるグリーン農業の拡大と、有機農業等の割合を一層高めるグリーン農業の高度化等が必要です。
- 阿蘇の草原を維持していくために、野焼き支援ボランティアの確保など、牧野組合が安心して野焼きを継続できる環境づくりを行っていく必要があります。

## 【施策の方向性】

- 活動組織の体制強化に取り組みます。
  - ・ 複数の集落で構成する活動組織の広域化や集落をまたいで共同活動を行う体制づくりの推進。
  - ・ 企業や大学等の外部団体と活動組織をマッチングする仕組みの構築による地域外から共同活動に参加する人材確保の推進。
- 農業生産活動の継続に向けた体制づくり等に取り組みます。
  - ・ 複数の集落が共同で草刈り作業等を行うネットワーク化の推進。
  - ・ ドローン等を用いたスマート農業による作業の省力化の推進。
- 都市住民等による棚田保全等への参加促進に取り組みます。
  - ・ 棚田の役割等の幅広いPR及び棚田の保全や振興の取組みに都市住民等が参加するような取組みの推進。
- 農業・農村の有する多面的機能の理解促進を図ります。
  - ・ 農業の重要性や食料生産上の意義のみならず、土と触れ合う楽しさや地下水涵養、生物多様性等の環境学習など、農業・農村の有する多面的機能への理解促進のための子どもや都市住民を対象とした体験型の交流の支援。
  - ・ 農業・農村の様々な魅力について、ホームページ等を活用した効果的な情報発信の実施。
- 農業の持つ自然循環機能を活かし、くまもとグリーン農業を推進します。
  - ・ グリーン農業の生産拡大。
  - ・ グリーン農業の高度化。
  - ・ 化学肥料・化学農薬の削減に資する研究及び技術の普及。
- 阿蘇の草原を次世代に継承していくための持続可能な草原維持システムを構築するため、各種支援を推進します。
  - ・ 公益財団法人阿蘇グリーンストック等と協力し、野焼き後継者の育成及び野焼き再開の支援並びに阿蘇草原応援企業サポーター認証制度の活用による草原維持ボランティア活動の推進。
  - ・ 野焼き作業の省力化・安全性向上のための恒久防火帯づくり等の支援。



図4-3-2 スマート農業としてドローンによる農薬散布



図4-3-3 野焼きの様子

## 4 野生鳥獣の保護・管理の推進

### 【現状】

- 野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つですが、農林業に被害を及ぼす野生鳥獣も生息しているため、野生鳥獣の保護と管理のバランスを図っています。
- 野生鳥獣による農作物被害額について、令和5年度（2023年度）は538百万円であり、高い水準にあります。

表4-3-1 熊本県における野生鳥獣による農作物被害額の推移

単位：千円

| 区分     | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 被害金額   | 鳥類      | カモ      | 7,285   | 6,390   | 23,599  | 9,532   | 35,290  | 47,570  | 103,674 | 104,558 | 180,479 | 98,280  | 62,550  |
|        |         | ヒヨドリ    | 5,039   | 17,403  | 29,585  | 10,933  | 12,929  | 12,620  | 63,196  | 26,613  | 16,991  | 33,412  | 4,301   |
|        |         | カラス     | 87,448  | 72,077  | 69,412  | 67,467  | 64,118  | 62,871  | 57,048  | 58,750  | 46,304  | 56,075  | 41,089  |
|        |         | その他鳥類   | 4,209   | 7,932   | 10,844  | 7,786   | 9,814   | 12,304  | 10,126  | 10,012  | 2,811   | 6,621   | 2,825   |
|        |         | 鳥類計     | 103,981 | 103,802 | 133,440 | 95,718  | 122,151 | 135,365 | 234,044 | 199,933 | 246,585 | 194,388 | 110,765 |
|        | 獣類      | イノシシ    | 280,313 | 299,264 | 357,030 | 272,412 | 247,738 | 221,756 | 217,645 | 252,518 | 204,424 | 285,227 | 292,823 |
|        |         | シカ      | 40,303  | 41,433  | 48,959  | 106,492 | 63,747  | 43,414  | 39,294  | 59,568  | 50,942  | 67,286  | 80,810  |
|        |         | サル      | 13,112  | 18,796  | 17,225  | 16,754  | 13,683  | 7,107   | 9,996   | 10,285  | 10,583  | 10,642  | 12,155  |
|        |         | その他獣類   | 17,600  | 9,057   | 9,337   | 8,176   | 30,004  | 33,314  | 28,672  | 25,516  | 25,071  | 39,240  | 41,014  |
|        |         | 獣類計     | 351,328 | 368,550 | 432,551 | 403,833 | 355,172 | 305,591 | 295,607 | 347,887 | 291,020 | 402,395 | 426,802 |
| 全体被害金額 | 455,309 | 472,352 | 565,991 | 499,551 | 477,323 | 440,956 | 529,651 | 547,819 | 537,605 | 596,783 | 537,567 |         |         |

- 各種対策の強化により、ニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加傾向にあり、ニホンジカの生息数の減少、イノシシによる農作物被害額の半減に向けて、狩猟・有害捕獲に対する支援を行っています。
- 有害鳥獣の捕獲を行う担い手の育成・確保に係る取組みを支援しています。

### 【課題】

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、地域の理解を得て継続的に鳥獣保護区や休猟区などの指定の更新等を行い、野生鳥獣を保護する必要があります。
- これまで被害が確認されなかった地域でも被害が発生しており、地域ぐるみで鳥獣被害対策を実施する必要があります。
- 特に、農林業等に深刻な被害を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、狩猟者の減少や暖冬による死亡率の低下などを背景として適正な生息数を大きく超え、農林業や生活環境に被害を与えています。
- 捕獲に係る担い手の高齢化が進行しており、若手狩猟者の育成・確保を行う必要があります。

### 【施策の方向性】

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、引き続き、野生鳥獣の保護と管理のバランスを図ります。
- 農林業被害の低減に資する取組みを推進します。
  - ・ 地域ぐるみで野生鳥獣が生息しにくい集落の環境整備と管理を行う「えづけ

STOP!対策」を基本とした「農地への侵入・被害防止」、「有害鳥獣捕獲」等の取組みの総合的な推進。



図4-3-4 鳥獣被害対策を学ぶ研修会

- 「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、狩猟期間の延長、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和、捕獲獣の利活用の推進等により、管理対策を強化し、適正な個体数への誘導を図ります。
  - ・ 狩猟期間の延長、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和及び捕獲獣の利活用の推進。
  - ・ 一部鳥獣保護区の見直しを行い、狩猟期間にニホンジカ及びイノシシを捕獲できるよう特例休猟区への移行。
- 狩猟従事者を確保するため、若手狩猟者の育成・確保の支援を推進します。
  - ・ 若手育成狩猟活動支援事業の推進。
  - ・ 銃猟・わな猟マイスター育成事業の推進。

## 5 水辺環境の保全・再生

### 【現状】

- 平成9年（1997年）の「河川法」の改正で、「治水」「利水」に加えて「環境」（河川環境の整備と保全）が法律の目的として位置付けられました。
- 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、多自然川づくりを推進しています。
- 沿岸域の埋立て等の開発行為や環境の変化などにより、藻場・干潟の面積が減少しています。
- 藻場・干潟の保全・再生について、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までに、藻場造成5.1ha、覆砂68.5ha及び作れい2.0kmを整備しました。
- 河川や海域に流入する環境負荷を低減するため、生活排水対策や工場・事業場の排水対策に取り組み、河川や海域への環境負荷低減に努めています。
- 本県の宝である豊かな水辺環境を健全な姿で次世代に継承するため、県内の市町

村等と連携して河川や海岸の県内一斉清掃活動等に取り組んでいます。

#### 【課題】

- 河川においては、「治水」「利水」「環境」の総合的な整備を進めていく必要があります。
- 自然海岸・藻場・干潟を保全し、それらが持つ機能を保全していく必要があります。
- 海域の環境改善に向け、藻場等（増殖場）の造成、覆砂等の実施により、藻場・干潟の保全・再生を推進していく必要があります。
- 生活排水や工場排水などの汚濁発生源対策を総合的に講じてきたものの、環境基準が達成されていない海域もあるため、汚濁負荷軽減対策が必要です。
- 地域住民や県内市町村などと連携して、水辺環境の保全活動を推進していく必要がありますが、地域住民の高齢化等により、参加者数の減少が懸念されます。

#### 【施策の方向性】

- 河川整備における「治水」「利水」に加えて「環境」の総合的な整備を進めます。
  - ・ 環境に配慮した河床掘削ガイドラインの策定。
  - ・ 更なる意識向上のための本県の担当者会議の開催。
- 「海岸保全基本計画」に基づく多様な生物の育成、生育環境への配慮や良好な海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備など、海岸環境の整備及び保全を推進します。
- 漁場環境を改善して漁獲量を回復させるため、藻場・干潟の保全・再生を推進します。
- 公共用水域や地下水の水質に係る常時監視の継続及び環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、関係者間で情報を共有します。
- 様々な場面を通じて水辺環境の保全に係る意識向上を図り、環境保全活動を推進します。
  - ・ 小中学生を対象とした環境出前講座の実施。
  - ・ 県内一斉清掃活動である「くまもと・みんなの川と海づくりデー」等の着実な実施による地域住民が主体となった水辺環境の保全の推進。

## 第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

### 1 生物多様性の保全

#### 【現状】

- 生物多様性においては、令和5年度（2023年度）に「生物多様性くまもと戦略2030」を策定し、希少野生生物の保護や生物多様性の保全に取り組んでいます。また、令和6年（2024年）10月に「レッドリストくまもと2024」を公表し、絶滅危惧種に対する県民の理解の深化に努めています。
- 生物多様性を保全するため、法令に基づき自然公園内での野生生物の捕獲や開発行為について内容を審査し、指導等を適切に実施しています。
- 生息等保護区4か所において、指定種を保護するための保護管理事業を実施しています。
- 自然環境を保全することが特に必要な地域である自然環境保全地域等の一部の地域では、地域と連携し、保全対策事業を実施しています。
- 希少野生生物の盗掘や花を持ち帰られる被害が後を絶たない状況にあります。
- 地域固有の生態系を脅かし、農作物への被害をもたらす、又は人の健康に被害を及ぼす特定外来生物については、県内においては26種（動物15種、植物11種）が確認されていることから、県内市町村等と連携して防除に取り組んでいます。
- 文化財の適切な保護と保護意識の醸成を図るため、出前授業等で普及啓発を行っています。
- 生物多様性の保全を推進するため、自然共生サイトの認定数が増えるよう、ホームページによる情報発信とともに、認定に当たっての相談対応を行っています。

#### 【課題】

- 私たちが生物多様性の恵み（生態系サービス）を持続的に享受できるように、生態系の多様性を保全し、劣化した生態系の再生を図るよう努める必要があります。
- 自然公園内での野生生物の捕獲や開発行為などについては、引き続き指導していく必要があります。
- 種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も分かりやすい指標であり、県内の生物の中からこれ以上の種を絶滅させないことが重要です。
- 自然環境を保全することが特に必要な地域である自然環境保全地域等は、指定から相当の期間が経過しており、より一層地域と連携して現状把握や保全に努めることが必要です。
- 希少野生生物の盗掘が絶えない状況にあり、引き続き対策が必要です。

- 外来生物対策は、侵入の防止及び侵入初期段階での対応「入れない、捨てない、拡げない」を徹底することが重要です。
- 現在、特別天然記念物カモシカや天然記念物ゴイシツバメジミなど天然記念物の野生動物の個体数が減少していることから、更なる文化財保護の意識を醸成していく必要があります。
- 生物多様性の保全を推進するため、自然共生サイトや生物多様性の保全の重要性を周知していく必要があります。



図4-3-5 ゴイシツバメジミ  
(出典：環境省ホームページ)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/goishitsubameshijimi.html>

### 【施策の方向性】

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じ、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に努めます。
- 生物多様性を保全するため、自然公園内での野生生物の捕獲や開発行為などについては、引き続き指導します。
- 絶滅危惧種の状況や保護区の環境の変化などを踏まえ、保護が必要な指定種及びその生息地等である保護区については、適切に見直しを行います。
- 自然環境保全地域等については、開発行為を適切に指導するとともに、県内市町村等関係者と連携して保全活動に取り組みます。
- 関係機関と連携して盗掘パトロールを実施するなど、指定希少野生動植物の捕獲や採取の防止対策を講じます。
- 特定外来生物の根絶に向けて、県民への普及啓発、外来生物の監視体制・情報共有体制の充実、関係機関等と連携した効果的な防除対策等の推進に取り組みます。
  - ・ クリハラリス（タイワンリス）  
監視活動の継続と「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」による効果的な対策の実施。
  - ・ アライグマ  
捕獲に対する県内市町村等と連携した生息情報の収集並びに根絶に対する意識醸成及び各地域で防除対策の実施。
  - ・ スパルティナ属  
国、本県、地元自治体等の連携による防除や監視活動、県民への普及啓発の継続。
  - ・ 新たな外来生物（ヒアリ、ツマアカスズメバチ等）  
環境省や県内市町村などの関係機関と連携した侵入情報の収集や防除の実施。

- 生物多様性を保全する観点から文化財保護の意義について普及に努めます。
  - ・ 小中学校への出前授業の実施。
- 本県ホームページに、生物多様性の保全の必要性の記載や自然共生サイトの内容を充実させることで、自然共生サイトの認定数を増加するように取り組みます。

## 2 生物多様性の恵みの持続的な利用

### 【現状】

- 「環境影響評価法」及び「熊本県環境影響評価条例」の規模要件に満たない本県の公共事業については、公共事業等環境配慮システム及び公共事業等環境配慮チェックリストにより、自主的な環境配慮を実施しています。
- くまもとグリーン農業の推進では、化学肥料・化学農薬削減のため、土壌分析や天敵活用などに取り組んだ結果、令和6年度（2024年度）は、事業開始年度（平成16年度（2004年度））の使用量と比較して、化学肥料は約50%、化学農薬は約49%削減しています。【再掲】
- 生物多様性を含む森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、多様な森林がバランス良く形成されていることが必要です。
- 藻場等（増殖場）の造成、覆砂等の実施により、藻場・干潟の保全・再生を推進しています。
- 自然環境の保全を進めていますが、少子高齢化により活動を担う人材が減少しています。

### 【課題】

- 近年の社会経済活動の変化と自然資源の過剰な利用が、生物多様性を損なってきた一つの原因であるため、全ての活動で生物多様性に及ぼす影響が最小となるよう取り組んでいく必要があります。
- 持続可能な県土とするため、環境保全のための県における率先活動として、本県が行う公共事業については引き続き環境配慮システム等を実施する必要があります。
- 更なるグリーン農業の拡大と、有機農業等の割合を一層高めるグリーン農業の高度化等が必要です。【再掲】
- 多様で豊かな森林が育まれるよう、地域の特性に応じた森林の公益的機能の維持増進を図る取り組みを進める必要があります。
- 海域の環境改善を目的に、藻場等（増殖場）の造成、覆砂等の実施により、藻場・干潟の保全・再生を推進していく必要があります。

- 自然環境の保全を推進するため、優れた景観や自然体験などを活用した地域活性化を進める必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 開発事業における環境配慮を促進します。
  - ・ 法及び条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の適切な運用による環境への配慮の推進。
- 本県の公共事業について、自主的な環境配慮を推進します。
  - ・ 本県の公共事業について、公共事業等環境配慮システム及び公共事業等環境配慮チェックリストによる環境配慮の実施。
- 農業の持つ自然循環機能を活かし、くまもとグリーン農業を推進します。【再掲】
  - ・ グリーン農業の生産拡大。
  - ・ グリーン農業の高度化。
  - ・ 化学肥料・化学農薬の削減に資する研究及び技術の普及。
- 引き続き、森林の公益的機能の維持増進を図るため、本県が策定する地域森林計画において、生物多様性の保全への配慮等について定めます。
- 水産資源量を回復させるため、藻場・干潟の保全・再生を推進します。



図4-3-6 藻場造成箇所の繁茂状況  
(R5.6天草市五和)



図4-3-7 藻場造成工事（投石）状況  
(天草市軍浦)

- 自然を活用した地域活性化につながる環境整備を行います。
  - ・ 自然公園において、優れた景観や自然体験などを安心して満喫できるよう、国や市町村との連携による利用施設の適切な管理・運営。
  - ・ 多言語化等の受入環境整備。

### 3 生物多様性を守り生かす社会づくり

#### 【現状】

- 生物多様性に対する県民の理解を促進するため、自然環境講座やふれあい指導員による指導の実施、イベントなどでの本県の取組みの展示を行っています。
- 絶滅危惧種などの希少な種に対する県民の理解を促進するため、希少な野生生物の調査を行い、レッドデータブック及びレッドリストを発刊することで周知を図っています。
- 希少野生生物の保護や特定外来生物の防除については、関係者と連携しながら取り組んでいます。

#### 【課題】

- 生物多様性を守り生かす社会づくりをしていくには、生物多様性に対する県民の認知度を向上させる必要があります。
- 生物多様性を保全し、その恵みを持続的に利用するには、生物多様性の重要性や絶滅危惧種などに対する県民の理解を深めていくことが重要です。そのため、希少野生生物について継続して調査を行い、絶滅のおそれを評価し、レッドデータブック及びレッドリストに反映させる必要があります。
- 希少野生生物の保護や特定外来生物の防除については、関係者の連携を強化し、地域に密着した取組みとして展開する必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 生物多様性に対する県民の理解を促進します。
  - ・ 自然環境講座や自然ふれあい指導員による自然環境教育の推進。
  - ・ 自然環境に関する展示会等地域の優れた自然と触れ合う機会の提供。
  - ・ 各地域の自然ふれあい指導員との連携による、希少野生生物の保護や特定外来生物の防除などの県民への周知。
- 引き続き、絶滅のおそれのある種を把握・公表し、県民に周知することで、絶滅危惧種などに対する県民の理解を促進します。
  - ・ 「レッドデータブックくまもと2019」及び「レッドリストくまもと2024」の県民への周知。
- 希少野生生物の保護や特定外来生物の防除については、関係者の連携を強化し、地域に密着した取組みを実施します。



図4-3-8 レッドデータブックくまもと2019



## 30by30(サーティ・バイ・サーティ) 目標を掲げ目指す社会とは

「30by30目標」とは、令和12年(2030年)までに地球上の陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標で、令和4年(2022年)12月に生物多様性条約第15回締約国会議(CBD/COP15)で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、「30by30目標」が令和12年(2030年)グローバルターゲットの一つに盛り込まれました。

さらに、令和32年(2050年)ビジョンとして「自然と共生する社会」の実現が掲げられています。

我が国では、この新枠組みを踏まえ、令和5年(2023年)3月に、新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、令和12年(2030年)までのネイチャーポジティブ(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。)の実現に向けた目標の一つとして「30by30目標」を位置付けています。

目標達成のためには、国の取組みに加え、民間の取組み等を推進することが重要であり、環境省では、令和5年度(2023年度)から、民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定しています。また、令和7年(2025年)4月には、新たに地域生物多様性増進法が施行され、自然共生サイトを法制化しました。

## 【数値目標】

| 指標                                       | 基準値<br>(基準年度)                      | 現状<br>(年度)                         | 目標値<br>(目標年度)                                 | 指標の考え方   |
|--|------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 間伐実施面積（年間）【再掲】                           | 4,057ha<br>(R5)                    | 4,057ha<br>(R5)                    | 5,200ha<br>(R9)                               | 熊本県森林・林業・木材産業基本計画（R6～9）                                    |
| 再造林面積（年間）【再掲】                            | 1,000ha<br>(R5)                    | 1,000ha<br>(R5)                    | 1,400ha<br>(R9)                               | 熊本県森林・林業・木材産業基本計画（R6～9）                                    |
| 多面的機能支払交付金の対象農用地面積（年間）                   | 70,347ha<br>(R5)                   | 70,347ha<br>(R5)                   | 71,600ha<br>(R9)                              | 熊本県食料・農業・農村基本計画（R6～9）                                      |
| 野焼きボランティア登録者数                            | 1,063人<br>(R5)                     | 1,320人<br>(R6)                     | 1,740人<br>(R12)                               | 公益財団法人阿蘇グリーンストックの野焼きボランティア登録者数。年平均約50名増加に対し、年平均70名の登録を目指す。 |
| 覆砂実施面積（累計）                               | 0ha<br>(R2)                        | 85.4ha<br>(R6)                     | 118ha<br>(R11)                                | 熊本有明地区水産環境整備事業基本計画（R2～11）                                  |
| 自然共生サイト認定数                               | 8件<br>(R6)                         | 8件<br>(R6)                         | 12件<br>(R12)                                  | 民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定。現状の5割増しの認定件数を目指す。           |
| 野生鳥獣による農作物被害金額（年間）<br>(うちイノシシによる農作物被害金額) | 538百万円<br>(R5)<br>(293百万円<br>(R5)) | 538百万円<br>(R5)<br>(293百万円<br>(R5)) | 510百万円<br>(R9)<br>(うちイノシシによる農作物被害金額はR9以降検討予定) | 熊本県食糧・農業・農村基本計画（R6～9）<br>(うちイノシシ：第二種特定鳥獣管理計画（R9～R13）)      |